

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

|           |   |
|-----------|---|
| 不利益処分の内容  | 社会福祉法人の解散命令   |
| 根拠法令等及び条項 | 社会福祉法第56条第8項  |
|           | 根拠条項<br>社会福祉法第56条第8項  |
|           | 参考事項  |
| 設定等年月日    | 平成25年 4月 1日設定<br>平成 年 月 日最終変更   |
| 処分基準      | <p>【 基 準 】</p> <p>1 対象<br/>法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができない、又は正当な事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わない社会福祉法人。</p> <p>2 処分内容<br/>社会福祉法人の解散を命ずる。</p> |